

福知山市公告第114号

旧美鈴小学校活用事業について民間提案制度による公募を行うので、次のとおり活用事業者を募集する。

令和8年 9月 14日

福知山市長 大 橋 一 夫



1 業務概要

(1) 事業名

旧美鈴小学校活用事業

(2) 事業内容

別に定める「旧美鈴小学校活用事業 事業者募集要領」（以下「募集要領」という。）のとおりとする。

(3) 事業の対象となる物件の概要

土地：福知山市大江町二俣489番1 他 9, 870㎡

建物：校舎棟他 2, 305㎡

(4) 施設利用条件

募集要領「3 施設活用方針及び貸付条件」を参照

(5) 基準年額賃料

活用事業者においては、次に掲げる基準年額賃料を上回る金額により、年額賃料の提示を行うこと。

基準年額賃料 615, 619円

(6) 契約内容及び契約期間

物件について、土地賃貸借契約及び不動産使用貸借契約を締結する。

契約期間は、契約開始日から10年間。ただし、建物の状況等を確認した上で必要に応じて契約更新等を行うことができる。

2 応募条件

企画提案に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 応募者は、「福知山市指名競争入札等参加者資格者名簿」に登録の有無を問わない。ただし、福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱（平成15年福知山市告示第137号）に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。

(2) 応募者は、法人とする。なお、複数の者が共同して応募する場合（以下「共同企業体」という。）は、その中から代表を選定し、代表者が窓口

なることとする。ただし、単独で応募された法人は、他の共同企業体の構成員になることはできない。また、同一の法人が複数の共同企業体の構成員になることはできない。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(5) 市区町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の活用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に活用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者に該当しないこと。

3 募集要領の配布

(1) 配布期間

公告日から令和9年3月31日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。午前8時30分から午後5時まで）

(2) 配布場所及び受付場所

第12項の担当部署で配布するほか、福知山市ホームページからダウンロード

ードできる。

4 施設見学

(1) 開催日時

公告日から令和9年3月12日（金）まで随時

（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

(2) 開催場所

旧美鈴小学校

(3) 参加申込の方法

第12項の担当部署に連絡し、日程調整等を行うこととする。

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間 公告日から令和9年3月12日（金）午後5時必着

(2) 質問方法 持参のほか、郵便又は電子メールにより、担当部署に提出すること。

(3) 質問様式等 募集要領の様式第1号により、質問事項を簡潔に記載すること。

(4) 回答日時 質問受付から14日以内

(5) 回答方法 質問への回答は、福知山市ホームページに掲載し、個別には回答しない。なお、質問書に対する回答をもって、募集要領の補完、追加及び修正とする。また、評価基準・評価体制に関する質問、掌握事項に関する質問及びインフラ配管図等、本来提案予定者が調べるべき事項、又は個々の企画提案により変わる建築指導や開発指導に関する質問の回答は行わない。

6 事前相談

事業の実現可能性を高めるため、事前相談を個別に実施する。

7 提案に関する書類

事前相談の実施後、企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）は、別に定める募集要領に基づき、書類を提出しなければならない。

事前相談がない事業者については、提案の受付は不可とする。

(1) 提出期限

毎月末 最終期限令和9年3月31日（水）午後5時必着

※提案があった場合は受付を一時中止することとし、提案がない又は施設活用事業者が決定しなかった場合は引き続き参加事業者を募集することとする。

※提出期限後に到着した書類は、翌月受付とする。ただし、その月で施設活用事業者が決定した場合や、最終期限後に到着した書類は、無効とする。

(2) 提出場所

第12項の担当部署に同じ

(3) 提出方法

持参（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く午

前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで) 又は郵送 (書留郵便に限る。)

8 参加資格審査

提出資料に基づき、参加資格要件の審査を行う。参加資格審査結果は、各提案者へ通知する。

9 審査方法

審査及び優先交渉権者の選定を行うため、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施日及び場所

別途提案者へ通知する。

11 審査結果の通知

優先交渉権者の選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日に、福知山市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

12 担当部署

〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1

福知山市 総務部 資産活用課 公民連携係

電話 0773-24-7038 (直通)

ファックス 0773-23-6537

メールアドレス shisan■city.fukuchiyama.lg.jp

(■は、@と読み替えること。)